

自己資本の構成に関する開示事項(平成26年3月期自己資本比率)

1. 連結自己資本比率(平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第二号)

(単位:百万円、%)

項目	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号(注)
<b>普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</b>		
普通株式に係る株主資本の額	439,022	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	81,917	1a
うち、利益剰余金の額	367,343	2
うち、自己株式の額(△)	7,179	1c
うち、社外流出予定額(△)	3,059	26
うち、上記以外に該当するものの額	-	
普通株式に係る新株予約権の額	233	1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	25,018	100,072 3
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	-	5
経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	14,575	
うち、少数株主持分に係る経過措置によるものの額	14,575	
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)	478,849	6
<b>普通株式等Tier1資本に係る調整項目</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	669	2,676 8+9
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	- 8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	669	2,676 9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	- 10
繰延ヘッジ損益の額	△ 331	△ 1,324 11
適格引当金不足額	502	2,008 12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	- 13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	- 14
退職給付に係る資産の額	2,166	8,664 15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	1 16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	- 17
少数出資金融機関等の普通株式の額	1,054	4,219 18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	- 19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-	- 19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	- 20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	- 21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	- 22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-	- 23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	- 24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	- 25
その他Tier1資本不足額	-	- 27
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額(ロ)	4,061	28
<b>普通株式等Tier1資本</b>		
普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	474,787	29
<b>その他Tier1資本に係る基礎項目</b>		
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	31a
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	31b
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-	32
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	
その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額	6,822	34-35
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	33
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	35
経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	△ 330	
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によるものの額	△ 330	
その他Tier1資本に係る基礎項目の額(ニ)	6,491	36
<b>その他Tier1資本に係る調整項目</b>		
自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	- 37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	- 38
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	- 39
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	- 40
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	1,004	
うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	1,004	
Tier2資本不足額	-	42
その他Tier1資本に係る調整項目の額(ホ)	1,004	43

その他Tier1資本		
その他Tier1資本の額((二)-(ホ))(ヘ)	5,487	44
Tier1資本		
Tier1資本の額((ハ)+(ヘ))(ト)	480,275	45
Tier2資本に係る基礎項目		
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-	46
Tier2資本調達手段に係る負債の額	-	
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-	
Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額	1,605	48-49
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	47
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	49
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	179	50
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	179	50a
うち、適格引当金Tier2算入額	-	50b
経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	71,559	
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置によるものの額	71,559	
Tier2資本に係る基礎項目の額(チ)	73,344	51
Tier2資本に係る調整項目		
自己保有Tier2資本調達手段の額	-	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	53
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	947	3,791 54
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	55
経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	1,067	
うち、他の金融機関の資本調達手段の意図的保有に係る経過措置によるものの額	63	
うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	1,004	
Tier2資本に係る調整項目の額(リ)	2,015	57
Tier2資本		
Tier2資本の額((チ)-(リ))(ヌ)	71,329	58
総自己資本		
総自己資本の額((ト)+(ヌ))(ル)	551,604	59
リスク・アセット		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	18,328	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)の額に係る経過措置によるものの額	2,676	
うち、退職給付に係る資産の額に係る経過措置によるものの額	8,664	
うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額に係る経過措置によるものの額	5	
うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によるものの額	6,981	
リスク・アセットの額の合計額(ヲ)	2,924,739	60
連結自己資本比率		
連結普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	16.23	61
連結Tier1比率((ト)/(ヲ))	16.42	62
連結総自己資本比率((ル)/(ヲ))	18.85	63
調整項目に係る参考事項		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	54,931	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	4,929	73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	75
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項		
一般貸倒引当金の額	179	76
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	271	77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	78
適格引当金に係るTier2資本算入上限額	-	79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項		
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-	82
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	83
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-	84
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	85

(注)パーゼル銀行監督委員会より平成24年6月に公表された「パーゼルⅢに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式に記載された項目番号です。

2. 単体自己資本比率(平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第一号)

(単位:百万円、%)

項目	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号(注)
<b>普通株式等Tier1資本に係る基礎項目</b>		
普通株式に係る株主資本の額	425,155	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	81,852	1a
うち、利益剰余金の額	353,519	2
うち、自己株式の額(△)	7,179	1c
うち、社外流出予定額(△)	3,037	26
うち、上記以外に該当するものの額	-	
普通株式に係る新株予約権の額	233	1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	25,395	101,583
経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-	
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ)	450,784	6
<b>普通株式等Tier1資本に係る調整項目</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	613	2,454
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	613	2,454
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
繰延ヘッジ損益の額	△ 331	△ 1,324
適格引当金不足額	1,022	4,090
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	2,406	9,626
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	1
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-
少数出資金融機関等の普通株式の額	1,191	4,765
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-	-
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに 関連するものの額	-	-
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
その他Tier1資本不足額	2,045	27
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額(ロ)	6,949	28
<b>普通株式等Tier1資本</b>		
普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	443,835	29
<b>その他Tier1資本に係る基礎項目</b>		
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	31a
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-	31b
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	32
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	33+35
経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-	
その他Tier1資本に係る基礎項目の額(ニ)	-	36
<b>その他Tier1資本に係る調整項目</b>		
自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	2,045	
うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	2,045	
Tier2資本不足額	-	42
その他Tier1資本に係る調整項目の額(ホ)	2,045	43
<b>その他Tier1資本</b>		
その他Tier1資本の額((ニ)-(ホ))(ヘ)	-	44
<b>Tier1資本</b>		
Tier1資本の額((ハ)+(ヘ))(ト)	443,835	45
<b>Tier2資本に係る基礎項目</b>		
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-	46
Tier2資本調達手段に係る負債の額	-	
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-	
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	47+49

一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	-		50
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	-		50a
うち、適格引当金Tier2算入額	-		50b
経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	71,034		
うち、評価・換算差額等に係る経過措置によるものの額	71,034		
Tier2資本に係る基礎項目の額(チ)	71,034		51
<b>Tier2資本に係る調整項目</b>			
自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	53
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	1,077	4,310	54
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	55
経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	2,117		
うち、他の金融機関の資本調達手段の意図的保有に係る経過措置によるものの額	71		
うち、適格引当金不足額に係る経過措置によるものの額	2,045		
Tier2資本に係る調整項目の額(リ)	3,194		57
<b>Tier2資本</b>			
Tier2資本の額((チ)-(リ))(ヌ)	67,839		58
<b>総自己資本</b>			
総自己資本合計((ト)+(ヌ))(ル)	511,675		59
<b>リスク・アセット</b>			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	19,985		
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。)の額に係る経過措置によるものの額	2,454		
うち、前払年金費用の額に係る経過措置によるものの額	9,626		
うち、自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額に係る経過措置によるものの額	5		
うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によるものの額	7,899		
リスク・アセットの額の合計額(ヲ)	2,838,448		60
<b>自己資本比率</b>			
普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	15.63		61
Tier1比率((ト)/(ヲ))	15.63		62
総自己資本比率((ル)/(ヲ))	18.02		63
<b>調整項目に係る参考事項</b>			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	53,380		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	4,759		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		75
<b>Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項</b>			
一般貸倒引当金の額	-		76
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	-		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		78
適格引当金に係るTier2資本算入上限額	-		79
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項</b>			
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	-		82
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		83
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	-		84
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		85

(注)バーゼル銀行監督委員会より平成24年6月に公表された「バーゼルⅢに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式に記載された項目番号です。